

福岡県公報

平成24年2月1日
第 3 3 5 7 号

目 次

告 示 (第148号 - 第180号)

- 保安林の皆伐面積の限度の公表 (森林保全課) 1
- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) 2
- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) 2
- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) 3
- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) 3
- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) 4
- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) 4
- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) 5
- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) 5
- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) 6
- 救急病院の名称の変更 (医療指導課) 6
- 土地区画整理組合の設立の認可 (都市計画課) 6

- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 6
- 土地収用法に基づく事業の認定 (用 地 課) 7
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 8
- 福岡県領収証紙売りさばき人の指定の取消し (会計管理局会計課) 8
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (森林保全課) 8
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (森林保全課) 9
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (森林保全課) 9
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (森林保全課) 9
- 保安林予定森林の所在場所等 (森林保全課) 10
- 保安林の所在場所等 (森林保全課) 10
- 保安林の所在場所等 (森林保全課) 11
- 保安林の所在場所等 (森林保全課) 11
- 保安林の所在場所等 (森林保全課) 11
- 保安林の所在場所等 (森林保全課) 12
- 保安林の所在場所等 (森林保全課) 12
- 保安林の所在場所等 (森林保全課) 12
- 保安林の所在場所等 (森林保全課) 13
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 13
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 13
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 14
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 14

公 告

- 福岡県インターネット動画配信業務に係る企画提案公募 (県民情報広報課) 14

告 示

福岡県告示第148号

平成24年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法施行令(昭和26年政令第276号)第4条の2第3項の規定により、森林法(昭和26年法律第249号)第34条

第1項の許可をすべき皆伐面積の限度を、次のように公表する。

平成24年2月1日

福岡県知事 小 川 洋

森林計画区	保安林の種類	単位区域	同一の単位とされる区域	皆伐面積の限度 (単位ヘクタール)
筑後・矢部川	水源かん養保安林	矢部川	筑後・矢部川森林計画区	635.91
〃	土砂流出防備保安林	〃	〃	246.51
〃	水源かん養保安林	筑後川	〃	715.56
〃	土砂流出防備保安林	〃	〃	253.24
〃	干害防備保安林	うきは	うきは市	0.16
福岡	水源かん養保安林	福岡	福岡森林計画区	904.58
〃	土砂流出防備保安林	〃	〃	238.85
〃	干害防備保安林	筑紫野	筑紫野市	1.18
遠賀川	水源かん養保安林	遠賀川	遠賀川森林計画区	1180.59
〃	土砂流出防備保安林	〃	〃	107.87
〃	干害防備保安林	嘉麻	嘉麻市	0.02
〃	〃	宮若	宮若市	0.20
〃	〃	飯塚	飯塚市	0.32
〃	水源かん養保安林	北九州	遠賀川森林計画区	344.60
〃	土砂流出防備保安林	〃	〃	106.95
〃	水源かん養保安林	今川	〃	797.43
〃	土砂流出防備保安林	〃	〃	240.75
福岡、筑後・矢部川	保健保安林	福岡、筑後川、矢部川	筑後・矢部川森林計画区 福岡森林計画区	195.40
遠賀川	〃	北九州、遠賀川、今川	遠賀川森林計画区	290.86

福岡県告示第149号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附

則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年2月1日

福岡県知事 小 川 洋

1 届出年月日

平成24年1月16日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 サンリブ宗像

(2) 所在地 福岡県宗像市くりえいと一丁目5番1号

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
株式会社サンリブ 代表取締役 岩切 陽親 北九州市小倉北区金田一丁目3番33号	株式会社サンリブ 代表取締役 菊池 信博 北九州市小倉南区上葛原二丁目14番1号

4 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
株式会社サンリブ 代表取締役 岩切 陽親 北九州市小倉北区金田一丁目3番33号 ほか47者	株式会社サンリブ 代表取締役 菊池 信博 北九州市小倉南区上葛原二丁目14番1号 ほか44者

福岡県告示第150号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり

公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年2月1日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成24年1月16日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 サンリブシティ古賀

(2) 所在地 福岡県古賀市天神二丁目5番1号

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社サンリブ 代表取締役 岩切 陽親 北九州市小倉北区金田一丁目3番33号 ほか45者	株式会社サンリブ 代表取締役 菊池 信博 北九州市小倉南区上葛原二丁目14番1号 ほか45者

福岡県告示第151号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年2月1日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成24年1月16日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 南風台ショッピングセンター

(2) 所在地 福岡県糸島市南風台三丁目169番1

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社サンリブ 代表取締役 岩切 陽親 北九州市小倉北区金田一丁目3番33号	株式会社サンリブ 代表取締役 菊池 信博 北九州市小倉南区上葛原二丁目14番1号

4 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社サンリブ 代表取締役 岩切 陽親 北九州市小倉北区金田一丁目3番33号 ほか6者	株式会社サンリブ 代表取締役 菊池 信博 北九州市小倉南区上葛原二丁目14番1号 ほか6者

福岡県告示第152号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年2月1日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成24年1月16日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 サンリブ久留米

(2) 所在地 福岡県久留米市野中町1411番1ほか

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
株式会社サンリブ 代表取締役 藤村 昌伯 北九州市小倉北区金田一丁目3番33号	株式会社サンリブ 代表取締役 菊池 信博 北九州市小倉南区上葛原二丁目14番1号

4 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
株式会社サンリブ 代表取締役 藤村 昌伯 北九州市小倉北区金田一丁目3番33号 ほか15者	株式会社サンリブ 代表取締役 菊池 信博 北九州市小倉南区上葛原二丁目14番1号 ほか11者

福岡県告示第153号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年2月1日

福岡県知事 小 川 洋

1 届出年月日

平成24年1月16日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 マルシヨク不知火店

(2) 所在地 福岡県大牟田市不知火町三丁目3番1ほか

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者

の氏名

変 更 前	変 更 後
株式会社サンリブ 代表取締役 藤村 昌伯 北九州市小倉北区金田一丁目3番33号	株式会社サンリブ 代表取締役 菊池 信博 北九州市小倉南区上葛原二丁目14番1号

4 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
株式会社サンリブ 代表取締役 藤村 昌伯 北九州市小倉北区金田一丁目3番33号 ほか未定	株式会社サンリブ 代表取締役 菊池 信博 北九州市小倉南区上葛原二丁目14番1号 ほか4者

福岡県告示第154号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年2月1日

福岡県知事 小 川 洋

1 届出年月日

平成24年1月16日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 サンリブ筑後店

(2) 所在地 福岡県筑後市大字徳久字中牟田251番3ほか

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変 更 前	変 更 後

株式会社サンリブ 代表取締役 藤村 昌伯 北九州市小倉北区金田一丁目3番33号	株式会社サンリブ 代表取締役 菊池 信博 北九州市小倉南区上葛原二丁目14番1号
---	--

- 4 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
株式会社サンリブ 代表取締役 藤村 昌伯 北九州市小倉北区金田一丁目3番33号 ほか9者	株式会社サンリブ 代表取締役 菊池 信博 北九州市小倉南区上葛原二丁目14番1号 ほか14者

福岡県告示第155号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年2月1日

福岡県知事 小 川 洋

- 届出年月日
平成24年1月16日
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
(1) 名 称 サンリブe1蒔田
(2) 所在地 福岡県京都郡蒔田町殿川町1-7
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変 更 前	変 更 後

株式会社サンリブ 代表取締役 岩切 陽親 北九州市小倉北区金田一丁目3番33号	株式会社サンリブ 代表取締役 菊池 信博 北九州市小倉南区上葛原二丁目14番1号
---	--

- 4 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
株式会社サンリブ 代表取締役 岩切 陽親 北九州市小倉北区金田一丁目3番33号 ほか22者	株式会社サンリブ 代表取締役 菊池 信博 北九州市小倉南区上葛原二丁目14番1号 ほか15者

福岡県告示第156号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年2月1日

福岡県知事 小 川 洋

- 届出年月日
平成24年1月16日
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
(1) 名 称 サンリブ田川
(2) 所在地 福岡県田川市大字川宮1693-1
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変 更 前	変 更 後

株式会社サンリブ 代表取締役 岩切 陽親 北九州市小倉北区金田一丁目3番33号 ほか23者	株式会社サンリブ 代表取締役 菊池 信博 北九州市小倉南区上葛原二丁目14番1号 ほか20者
--	---

福岡県告示第157号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年2月1日

福岡県知事 小川 洋

- 届出年月日
平成24年1月16日
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名称 マルショク空港東店
 - 所在地 福岡県糟屋郡志免町大字別府字角石810番16ほか
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社サンリブ 代表取締役 岩切 陽親 北九州市小倉北区金田一丁目3番33号 ほか5者	株式会社サンリブ 代表取締役 菊池 信博 北九州市小倉南区上葛原二丁目14番1号 ほか5者

福岡県告示第158号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院から名称の変更の届出があったので、次のように告示する。

平成24年2月1日

福岡県知事 小川 洋

旧名称	新名称	所在地	変更年月日
新日鐵八幡記念病院	製鉄記念八幡病院	北九州市八幡東区春の町1-1-1	平成23年12月1日

福岡県告示第159号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第14条第1項の規定に基づき、土地区画整理組合の設立を認可したので、同法第21条第3項の規定により次のように公告する。

平成24年2月1日

福岡県知事 小川 洋

- 組合の名称
粕屋町花ヶ浦ヒラキ土地区画整理組合
- 事業施行期間
この告示の日から平成25年3月31日まで
- 施行地区
粕屋町花ヶ浦四丁目の一部
- 事務所の所在地
糟屋郡粕屋町大字長者原299番8
- 設立認可の年月日
平成24年1月23日
- 事業年度
毎年4月1日から翌年3月31日まで
- 公告の方法
事務所の掲示場及び粕屋町役場に掲示する。

福岡県告示第160号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成24年2月1日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

糸島市前原北四丁目1600番1、1600番2及び1600番4から1600番12まで並びにこれらの区域内の道路である市有地の全部

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

愛媛県大洲市田口字北正山甲25番地3

有限会社 大洲不動産

代表取締役 森本 健三

福岡県告示第161号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき、事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により次のように告示する。

平成24年2月1日

福岡県知事 小川 洋

1 起業者の名称

朝倉市

2 事業の種類

山田堰展望広場整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分

福岡県朝倉市山田字外之隈地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

本件事業は、土地収用法第3条第32号に掲げる「地方公共団体が設置する広場」に関する事業に該当するため、同法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である朝倉市は、本件事業を施行する権能を有する主体であり、平成23年度一般会計予算により既に財源措置を講じているので、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

本件事業は、朝倉市が同市山田字外之隈地内において、山田堰の眺望と親水空間を確保した展望広場を整備するものである。

同市は、平成20年3月に策定した「第1次朝倉市総合計画」に基づき、住みよいまちづくりを進めており、その中で、歴史・文化的資源の保存・整備に取り組むと同時に、観光資源のネットワーク化を図り、観光拠点間の連携強化によって、来訪者がこれまで以上に本市の魅力に触れることが出来る機会の創造に取り組んでいる。一体的に観光振興体制を構築し、市外に対して観光情報の積極的な提供を行うとともに、自家用車移動に適応した標識等のサイン整備を進め、市内に点在する観光資源等の連携を促進する等である。

歴史資源の一つである山田堰は、筑後川の中流域に位置する日本で唯一の石張堰である。そして、三連水車、堀川用水とともに、平成2年に「堀川用水及び朝倉揚水車」史跡として国の指定を受けている。山田堰や三連水車は、今日まで地域の農業を支え、治水利水技術・環境・自然エネルギーの研究モデル、小学生等の学習の場、観光地にもなっており、農業遺産として高く評価されている。加えて山田堰付近は、斉明・天智天皇にまつわる多くの伝承等も残っており、いつ訪れても彩られた四季を感じ、豊かな自然を楽しむことができる場所である。しかし、多くの来訪者は自家用車で訪れるものの、駐車場が分かりにくいうえ、筑後川沿いに並走している道路を挟んで位置するため、その展望を楽しみながら、ゆっくり散策を楽しむ観光資源とはなり得ていない状況にある。

ア 本件事業の施行により得られる利益については、来訪者が歴史資源の眺望を楽しむ空間が確保されるとともに、山田堰周辺の歴史・観光資源の拠点となり、各拠点間の連携強化や他の観光施設と一体となった活動が期待できること等、公益の増進の寄与に相当の効果が見込まれる。

イ 一方、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物及び文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益については、軽微なものであると考えられる。

ウ また、本件事業に係る起業地の選定に当たっては、本事業計画において、利用者の利便性、工事の施工性、事業費、山田堰周辺の観光施設との連携性の面等から3案について検討を行ったうえで、山田堰への展望及び親水性、周辺施設との連携性等が良好であり、工事の施工性に優れるなど、社会的、技術的、経済的に総合的に判断し、優れる案を採用している。

エ 以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

前述のとおり、第1次朝倉市総合計画で謳われている観光資源の魅力づくり及び観光資源の連携強化のための歴史・観光資源の拠点の一つと位置づけられていることから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

また、起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であるものと認められ、収用の範囲も、本件事業により恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までに述べたように、本件事業は土地収用法第20条各号の要件を充足するものと判断される。

以上により、朝倉市から申請のあった山田堰展望広場整備事業について、土地収用法第20条の規定に基づき事業認定をするものである。

5 土地収用法第26条の2に規定する図面の縦覧場所

朝倉市役所（建設課）

福岡県告示第162号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成24年2月1日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
小郡市大崎字後原742番1及び742番107
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
小郡市大崎792番地1
塚崎 毅

福岡県告示第163号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定を取り消したので、福岡県領収証紙条例（昭和39年福岡県条例第48号）第3条第2項の規定により告示する。

平成24年2月1日

福岡県知事 小川 洋

売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	取消年月日
281	朝倉市甘木2025-1 荻野 京子	朝倉市甘木2014-1 福岡県朝倉総合庁舎内売店	平成24年 1月31日

福岡県告示第164号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成24年2月1日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所
筑紫野市大字平等寺1890
- 2 指定の目的
水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

1890（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び筑紫野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第165号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成24年2月1日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

朝倉市秋月字浅ヶ谷35

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第166号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成24年2月1日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

北九州市小倉南区大字貫字貫山5の2（次の図に示す部分に限る。）、字若山12の

2（次の図に示す部分に限る。）、字高畑14の2（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第167号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成24年2月1日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所
田川郡添田町大字野田字久木山1827、1922の17

2 指定の目的
土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字久木山1827・1922の17

(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第168号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成24年2月1日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所
糸島市長野字池143の1

2 指定の目的
土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び糸島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第169号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成24年2月1日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林の所在場所
大野城市大字牛頸667の75・667の76（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的
土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び大野城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第170号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成24年2月1日

福岡県知事 小川 洋

- 保安林の所在場所
筑紫郡那珂川町大字埋金字坂谷241の1、242の1、258の15、258の49、258の51、258の52、258の107、258の108
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び那珂川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第171号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成24年2月1日

福岡県知事 小川 洋

- 保安林の所在場所
筑紫郡那珂川町大字後野字大万寺裏279の2（次の図に示す部分に限る。）
 - 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び那珂川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第172号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成24年2月1日

福岡県知事 小川 洋

- 保安林の所在場所
糟屋郡須恵町大字上須恵字上川原44の1（次の図に示す部分に限る。）
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び須恵町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第173号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成24年2月1日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林の所在場所

糟屋郡篠栗町大字篠栗字平原2963の12

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び篠栗町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第174号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成24年2月1日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林の所在場所

糸島市二丈吉井字十坊134、169、172の1、172の2、173

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び糸島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第175号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成24年2月1日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林の所在場所

糸島市二丈福井字大久保533（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び糸島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第176号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成24年2月1日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林の所在場所

糸島市二丈福井字ヒエコバ4219、字ホガラ山4258の11から4258の13まで、字アラタニ4260の3、4260の6、4260の7、字藤尾4268の2、4268の7、字高尾4269の1、4269の3から4269の5まで、4269の20、字山口4334の1、4334の6、4334の10、4334の11、4349の6、4349の7、4354の3、4354の5から4354の7まで、4354の14

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び糸島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第177号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成24年2月1日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

筑紫郡那珂川町大字山田字スワノ町245番9

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

筑紫郡那珂川町山田494-2

柴田 雅弥

福岡県告示第178号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年2月1日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)

朝倉	県道	安谷赤線	前	朝倉市佐田2833番4先から 朝倉市佐田1895番8先まで	6.0 ～ 36.0	1,595.0
			後	朝倉市佐田2833番4先から 朝倉市佐田1895番8先まで	6.0 ～ 36.0	

福岡県告示第179号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成24年2月1日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年2月1日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
朝倉	安谷赤線	朝倉市佐田2513番1先から 朝倉市佐田1934番3先まで

福岡県告示第180号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年2月1日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)

朝倉	県道	甘木井線	前	朝倉市黒川5816番1先から 朝倉市黒川4937番1先まで	4.5 ～ 8.8	186.7
			後	朝倉市黒川5816番1先から 朝倉市黒川4937番1先まで	5.8 ～ 11.7	

公 告

公告

次のとおり福岡県インターネット動画配信業務の委託に係る企画提案を募集します。

平成24年2月1日

福岡県知事 小川 洋

1 提案の内容

福岡県インターネット動画配信業務の委託に係る提案（詳細は、提案説明書によるほか、説明会を開催する。）

2 参加資格

次に掲げる(1)から(5)までの条件（共同体で参加する場合は(1)から(7)までの条件）を全て満たしていること。

- (1) 「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成22年1月福岡県告示第17号）」を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）（共同体で参加する場合にあっては、この条件に該当する者が1者以上含まれていること。）
- (2) 福岡県内に本社又は事業所を有する者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者
- (4) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成22年3月18日21総セ第28482号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者
- (5) 過去に動画コンテンツの企画・編集・制作及び配信を行った実績があること。

(6) 共同体で参加する場合の各構成員は、本提案への単独参加又は他の共同体での参加を行っていないこと。

(7) 共同体参加者は、3者以内で構成されていること。

3 手続等

(1) 事務を担当する部局の場所及び名称

〒812-8577

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県総務部県民情報広報課広報係

電話番号 092-643-3102

(2) 提案説明書の交付

ア 期間

この公告の日から平成24年2月10日（金）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで（最終日は午後4時00分まで）

イ 場所

(1)の部局とする。

ウ 方法

無料で直接交付する。

(3) 説明会の開催

ア 日時

平成24年2月10日（金）午後4時30分から

イ 場所

福岡県庁総務部会議室（北棟8階）

(4) 提案参加申込み

ア 申込書

提案説明書に添付されている様式を用いること。

イ 申込み期限

平成24年2月10日（金）午後4時00分

ウ 提出場所

(1)の部局とする。

エ 提出方法

必ず持参すること（ただし、県の休日には受領しない。）。

(5) 提案書の提出

ア 期限

平成24年2月24日（金）午後5時00分

イ 場所

(1)の部局とする。

ウ 方法

必ず持参すること（ただし、県の休日には受領しない。）。

エ 提案書の審査

提案書の内容について、必要に応じてヒアリングを実施する。評価に当たっては、県庁内に評価委員会を設け審査する。